

第四十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 相談指導等(第四十六条—第四十九条)」を「第二節 相談指導等(第四十六条—第五十一条)」に改め、「第五十一条の十六」を「第五十二条の十五」に改める。

第二条中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加え、「社会復帰施設その他の福祉施設」を削る。

第四条第一項中「若しくは社会復帰施設」を削り、同条第二項中「又は社会復帰施設」を削る。

第五十二条中「第三十八条の三第二項」の下に「同条第六項において準用する場合を含む。」を加える。

第十四条を次のように改める。

(審査の案件の取扱い)

第十四条 精神医療審査会は、その指名する委員五人をもつて構成する合議体で、審査の案件を取り扱う。

2 合議体を構成する委員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定める員数以上とする。

一 精神障害者の医療に関し学識経験を有する者 二

二 法律に関し学識経験を有する者 一

三 その他の学識経験を有する者 一

第十九条の四第二項第五号中「第三十八条の三第二項」の下に「(同条第六項において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条の五中「若しくは第二項」を「第一項若しくは第四項」に改め、「第三十三条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第十九条の六中「の申請」を削る。

第二十二条の二中「精神障害者社会復帰施設の長若しくは」及び「同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。」を削る。

第二十二条の四第二項中「この条において」を削り、同条第四項中「前項」を「第三項又は第四項後段」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 前項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて指定医以外の医師(医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第十六条の四第一項の規定による登録を受けていることその他の厚生労働省令で定める基準に該当する者)に任意入院者の診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、当該任意入院者の医療及び保護のため入院を継続する必要があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず、十二時間限り、その者を退院させないことができる。

5 第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十二条の四第四項に規定する特定医師は、同項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 同条第三項の次に次の三項を加える。

4 第一项又は第二項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合する都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間限り、その者を入院させることができる。

6 第一项又は第二項に規定する場合において、精神病院(厚生労働省令で定める基準に適合する都道府県知事が認めるものに限る。)の管理者は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、指定医に代えて特定医師に診察を行わせることができる。この場合において、診察の結果、精神障害者であり、かつ、医療及び保護のため入院の必要がある者であつて当該精神障害のために第二十二条の三の規定による入院が行われる状態にないと判定されたときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、本人の同意がなくても、十二時間限り、その者を入院させることができる。

第十九条の四の二の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。この場合において、同条中「指定医は、前条第一項」とあるのは、「第二十二条の四第四項に規定する特定医師は、第三十三条第四項」と、「当該指定医」とあるのは、「当該特定医師」と読み替えるものとする。

6 精神病院の管理者は、第四項後段の規定による措置を探したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該措置に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

7 同条第三項の次に次の三項を加える。

6 第二項及び第三項の規定は、前項の規定により診察を行つた場合について準用する。

3 都道府県知事は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた精神病院の管理者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

第四十七条第三項中「第五十条の二第六項において同じ」を削る。

第四十九条の見出し中「施設及び」を削り、同条第一項中「精神障害者社会復帰施設又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「精神障害者地域生活支援センター」を「障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業を行つ者」に改め、同条第二項中「精神障害者社会復帰施設の利用又は」及び「精神障害者社会復帰施設の設置者又は」を削り、同条第四項中「精神障害者社会復帰施設の設置者又は」を削る。

「第三節 施設及び事業」を削る。

第五十条から第五十条の二の五までを削り、第五十条の三を第五十条とする。

第五十一条を次のように改める。

(国の補助)

第五十一条 国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、都道府県が行う精神障害者社会適応訓練事業に要する費用の一部を補助することができる。

第五十二条 第四号中「精神障害者社会復帰施設の設置者」を削る。

第五十三条第一項中「精神医療審査会の委員」の下に「第二十二条の四第四項、第三十二条第六項若しくは第三十三条の四第二項の規定により診察を行つた特定医師」を加える。

第五十四条第三号及び第四号を削る。

第五十五条第四号中「第三十八条の三第三項」の下に「同条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。」を加え、「同項」を「同条第三項」に改める。

第五十六条中「若しくは第三号」を削る。

第五十七条第一号中「第十九条の四の二」の下に「第二十二条の四第五項、第三十三条第五項及び第三十三条の四第三項において準用する場合を含む。」を加え、同条第五号中「第二十二条の四第四項」を「第二十二条の四第七項」に改め、同条第六号中「第三十三条第四項」を「第三十三条第七項」に改め、同条第七号中「第三十三条の四第二項」を「第三十三条の四第五項」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第四十七条 施行日前に行われた附則第四十五条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十二条规定による医療に必要な費用の負担については、なお従前の例による。

この条において「精神障害者社会復帰施設」というの設置者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行日の前日までの間は、当該精神障害者社会復帰施設につき、なお従前の例により運営することができる。

第四十九条 旧法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターの職員に係る旧法第五十条の二の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、は附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第五十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第三項から第七項までの規定による国の貸付けについては、旧法附則第八項から第十三項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第八項中「附則第三項から前項まで」とあるのは、「障害者自立支援法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「旧法」という)附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第九項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは、「旧法附則第三項から第七項まで」と、旧法附則第十項中「附則第三項」と七項まで」とあるのは、「旧法附則第三項」と、旧法附則第十一項中「附則第四項」とあるのは、「旧法附則第四項」とあるのは、「旧法附則第三項」と、旧法附則第十二項中「附則第五項から第七項まで」とあるのは、「旧法附則第五項から第七項まで」と、旧法附則第十三項中「附則第三項から第七項まで」とあるのは、「旧法附則第三項から第七項まで」とする。

(知的障害者福祉法の一部改正)

第五十一条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「居宅生活支援費及び」及び「指定居宅支援事業者及び」を削り、「居宅介護」を「障害福祉サービス」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)と相まって」を加える。

第四条第一項から第十項までを削り、同条第十一項中「知的障害者居宅生活支援事業」を「(特別区を含む。以下同じ)障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。以下「障害福祉サービス事業」という。)」に改め、同項を同条とする。

第九条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律に定める知的障害者又はその介護を行う者に対する市町村による更生援助は、その知的障害者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、知的障害者が居住地を有しないか、又は明らかでない者であるときは、その知的障害者の現在地の市町村が行うものとする。

前項の規定にかかわらず、第五十五条の三十二第一項の規定により措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法に規定する訓練等給付費若しくは特例訓練等給付費の支給を受けて同法第五条第十六項に規定する共同生活援助を行う住居(以下この項において「共同生活住居」という。)に入居している知的障害者及び生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者(以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。)については、その者が共同生活住居又は同条第一項ただし書に規定する施設(以下「特定施設」という。)への入居又は入所の前に有した居住地(継続して二以上の特定施設に入居又は入所をしている特定施設入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。)については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援助を行うものとする。

ただし、特定施設への入居又は入所の前に居住地を有しないか、又は明らかでないか、又は新たに特定施設入所知的障害者については、入居又は入所の前に有した居住地(継続入所知的障害者(以下この項において「継続入所知的障害者」という。)については、最初に入居又は入所をした特定施設への入居又は入所の前に有した居住地)の市町村が、この法律に定める更生援助を行うものとする。

第九条第五項中「市町村長」の下に「特別区の区長を含む。以下同じ。」を加える。

第十二条第二項中「ハに掲げる業務」の下に「並びに障害者自立支援法第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務」を加える。

第十五条の三第一項中「更生援助」の下に「障害者自立支援法の規定による自立支援給付」を加える。

第二十二条第一号の二を削り、同条第一号の三中「第十五条の十一」の下に「第十五条の十四の三又は第十五条の十四の四」を「施設訓練等支援費」の下に「高額施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費（以下「施設訓練等支援費等」という。）」を加え、同号を同条第一号の二とし、同条第一号の四を同条第一号の三とする。

第二十五条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第一号及び第二号中「第二十二条第一号の三」を「第二十二条第一号の二」に、「施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費等」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 第二十二条第一号の三の費用（第十五条の三十二第二項の行政措置による費用及び次号に掲げる費用を除く。）については、その四分の一

四 第二十二条第一号の三の費用（居住地不明知的障害者についての第十五条の三十二第一項の行政措置による費用に限る。）については、その十分の五

第二十五条第二項を削る。

第二十六条の見出し中「及び補助」を削り、同条第一項第一号中「第二十二条第一号の二」を「第二十二条第一号の二」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第二号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十二条第一号の三の費用（第十五条の三十二第二項の行政措置による費用を除く。）

二 第二十二条第一号の二を削る。

三 第二十七条中「扶養義務者」の下に「（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）」を加える。

第二十七条の四第一項中「居宅生活支援費若しくは特例居宅生活支援費又は施設訓練等支援費（第二十八条において「居宅生活支援費等」という。）」を「施設訓練等支援費等」に改め、同条第二項中「指定居宅支援事業者及び」及び（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）を削り、「居宅生活支援費又は施設訓練等支援費」を「施設訓練等支援費又は特定入所者食費等給付費」に、「当該指定居宅支援事業者等」を「当該指定知的障害者更生施設等」に改める。

第二十七条の五を第二十七条の七とし、第二十七条の四の次に次の二条を加える。

（報告等）

第二十七条の五 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者若しくは知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 第十五条の二十八第二項の規定は前項の規定による質問について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（資料の提供等）

第二十七条の六 市町村は、施設訓練等支援費等の支給に関して必要があると認めるときは、知的障害者、知的障害者の配偶者又は知的障害者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であつた者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは知的障害者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

第二十八条中「居宅生活支援費等」を「施設訓練等支援費等」に改める。

第二十九条中「第十五条の八第二項後段若しくは第十五条の九第二項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第十五条の十三第二項後段若しくは」を「第十五条の十三第二項後段又は」に、「若しくは返還を」を「又は返還を」に改める。

附則第三項中「第十五条の十五まで」の下に「第十五条の三十二（第一項に限る。）」を加える。

附則第四項、第五項及び第八項中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第五十二条 知的障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

第一章 総則（第一条～第八条）

第二章 実施機関及び更生援護

第一節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五条の四～第二十一条）

第二節 障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置（第十五条の四～第二十一条）

第三章 費用（第二十二条～第二十七条の二）

第四章 雜則（第二十八条～第三十二条）

附則

第四条から第八条まで 削除

第四条の前の見出しを削り、第二章の章名を削り、同条から第八条までを次のように改める。

第九条第一項中「対する市町村」の下に「特別区を含む。以下同じ。」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて又は障害者自立支援法第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等（第十五条の四及び第十六条第一項第二号において「介護給付費等」という。）の支給を受けて同法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、同条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所している知的障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書きの規定により入所している知的障害者（以下この項において「特定施設入所知的障害者」という。）については、その者が障害者自立支援法第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設、障害者支援施設、のぞみの園又は生活保護法第三十条第一項ただし書きに規定する施設（以下この項及び次項において「特定施設」という。）の入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所知的障害者（以下この項において「継続入所知的障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかつた特定施設入所知的障害者については、入所前ににおけるその者の所在地（継続入所知的障害者については、最初に入所した特定施設への入所前に有した所在地）の市町村が、この法律に定める更生援護を行うものとする。

第九条第五項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定の適用を受けける知的障害者が入所している特定施設の設置者は、当該特定施設の所在する市町村及び当該知的障害者に対する法律に定める更生援護を行う市町村に必要な協力をしなければならない。

第十条第一項中「前条第三項各号」を「前条第四項各号」に、「同条第四項及び第五項」を「同条第五項及び第六項」に改める。

第十一条第二項中「知的障害者相談支援事業」を「障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業」に改める。

第十三条第四項第二号中「第九条第三項第三号」を「第九条第四項第三号」に改める。

第十五条の三第一項中「による自立支援給付」の下に「及び地域生活支援事業」を加える。

第十五条の四を削る。

第三章第二節を削る。

2 前項の規定により読み替えた新法第九条第一項の規定は、同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）に入所又は入居することにより、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に当該特定施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる新法第九条第二項に規定する特定施設入所知的障害者であつて、当該特定施設に入所又は入居をした際、当該特定施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に居住地を有していたと認められるものについて、適用する。

第五十七条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下この条から附則第六十条までにおいて「旧法」という。）第十五条の十一第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧法第十五条の十四の三第一項及び第十五条の十四の四第一項の規定による施設訓練等支援費、高額施設訓練等支援費及び特定入所者食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法第十五条の三十二又は第十六条第一項第二号の規定による行政措置に要する費用についての市町村の支弁並びに都道府県及び国の負担並びに当該費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第五十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日において現に存する旧法第五条第一項に規定する知的障害者援護施設（旧法第二十一条の五に規定する知的障害者デイサービスセンター及び旧法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホームを除く。以下この項及び次項において「知的障害者援護施設」という。）の設置者は附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、当該知的障害者援護施設につき、なお従前の例により運営をすることができる。

2 前項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた知的障害者援護施設については、当該知的障害者援護施設を障害者支援施設とみなして、新法の規定を適用する。ただし、旧法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮については、新法第九条第二項及び第三項の規定は適用しない。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に旧法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて旧法第十五条の二十四第一項に規定する知的障害者更生施設等又はのぞみの園に入所している知的障害者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日に、新法第十六条第一項第二号の規定による行政措置を受けて障害者支援施設又はのぞみの園に入所している個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第五十九条 旧法第四条に規定する知的障害者相談支援事業に従事する職員に係る旧法第十八条の二の規定による個人の身上に関する秘密を守らなければならない義務については、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後も、なお従前の例による。

第六十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた旧法附則第四項及び第五項の規定による国賃付けについては、旧法附則第六項から第十項までの規定は、同日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第六項中「前二項」とあるのは「障害者自立支援法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（以下「旧法」という。）附則第四項及び第五項」と、旧法附則第七項中「附則第四項及び第五項」とあるのは「旧法附則第四項及び第五項」と、旧法附則第八項中「附則第四項」とあるのは「旧法附則第四項」と、「第十六条」とあるのは「旧法第二十六条」と、旧法附則第九項中「附則第五項」とあるのは「旧法附則第五項」と、「旧法附則第四項又は第五項」とあるのは「旧法附則第四項又は第五項」とする。

第六十一条 社会福祉法の一部を次のように改正する。
 第二条第三項第二号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。
 第二条第三項第二号中「児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業、児童短期入所事業」を削り、同項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害福祉サービス事業（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービス事業とみなされた事業を含む。）

第二条第三項第五号中「身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業、身体障害者短期入所事業」を削り、同項第六号中「知的障害者居宅介護等事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業、知的障害者地域生活援助事業又は」を削り、同項第七号中「及び同法に規定する精神障害者居宅生活支援事業」を削る。

第六十二条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号の次に次の一号を加える。
 第二条第二項第三号の次に次の一号を加える。

第三の二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第六十二条第一項の規定による届出がなされた障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設

第二条第一項第四号中「昭和二十六年法律第四十五号」を削り、「身体障害者福祉法（昭和二十一年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者更生援護施設のうち身体障害者更生施設、身体障

害者療護施設及び身体障害者授産施設」を「障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定により